

平成 25 年 2 月 13 日

各 位

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

### 預金利息等に対する地方税取扱い相違について

今般、日本国内・海外の間で転居された個人のお客さまからの住所変更届を受付した際の事務処理の不備等により、一部のお客さまの預金利息等に対する地方税（※）について、本来非課税扱いとすべきところを誤って課税扱いとしていたことが判明いたしました。

（※）日本国内に居住されない個人のお客さまの預金利息に対する地方税（5%）は原則非課税扱いとなります。

弊行は地方税の特別徴収義務者として正確な事務を行うべき立場にありながら、誤って課税扱いとしたお客さま、ならびに地方税納付先である一部の都道府県の関係者の方々にご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

#### 1. 地方税取扱い相違の内容

主として、お客さまより日本国内から海外への転居に伴う住所変更のお届けをご提出いただいた際に、預金利息等に対する地方税の取扱いを「非課税扱い」に変更する事務手続を失念したものです。この結果、引続き課税扱いとして一部のお客さまの預金利息等から地方税を納付しておりました。

取扱い相違の可能性 があるお客さま	① 日本国内から海外に転居された際に住所変更のお届けを弊行にご提出いただいたお客さま ② 日本に滞在され、弊行に口座開設された外国人のお客さま
取扱い相違の可能性 がある商品	上記のお客さまがお持ちの円預金、外貨預金、公共債、金融債
弊行による調査結果	平成 24 年 10 月 31 日時点で弊行に口座をお持ちの個人のお客さまについて過去に遡って調査した結果は以下のとおりです。 誤って課税扱いとしたお客さま：364 名 誤って課税扱いとした地方税の総額：898,767 円 (対象期間：平成 14 年 11 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日)
該当するお客さまへの 対応	平成 14 年 11 月以降に誤って課税扱いとした地方税相当額に商事法定利息（年 6%）を上乗せした金額を、平成 25 年 2 月 26 日（予定）にご返金させていただきます。 なお、該当するお客さまに対しては個別に書状をお送りしてご連絡させていただきました。

また、本来課税扱いとすべき地方税を誤って非課税扱いとして取り扱っていた結果、26 都道府県に対して地方税 6,444,505 円が未納付となっております（対象期間：平成 19 年 11 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）。未納付の地方税については該当する都道府県（都道府県税事務所）に個別にお詫び申し上げるとともに、ご指導に沿って弊行にて適切に納付させていただきます。

なお、誤って非課税扱いとしたお客さまに対しては次回の預金利息等からは正しく課税扱いとさせていただくことを書状にて個別にご連絡をさせていただきました。

## 2. 再発防止への取り組み

お客さまから日本国内・海外間での住所変更のお届けを受付けた際の地方税の取扱い変更手続が正しく行われているかを本部が事後にチェックする体制としました。また、日本国内・海外間での住所変更のお届けを受付した際の弊行内の事務手続の見直しも行う予定です。

加えて、地方税の課税・非課税を変更する際に取扱い内容に相違がないかをチェックするシステム開発も検討しており、より一層の再発防止に努めてまいります。

## 3. 今後の対応

### (1) 弊行内調査の継続

今般判明した以外に、現時点での地方税の取扱いに問題はないものの、過去に日本国内・海外間で転居されたお客さまや、既に弊行の口座を解約済みのお客さまについても、地方税の取扱い相違がなかったか、継続して調査してまいります。取扱い相違が判明した場合には、該当するお客さまに対しては個別に書状にてご連絡申し上げます。

### (2) 専用お問い合わせ窓口の設置

本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。

本件に関しましてご不明な点がございましたら、下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

**【お客さまお問い合わせセンター】**

電話番号： 0120 - 213 - 525（フリーダイヤル）

受付時間：（平日）9:00 ～ 20:00、（土日祝）9:00 ～ 17:00

以 上